

(様式第2号)

団体概要書

団体の名称	プログレス奈良
団体所在地	奈良県奈良市西大寺国見町1-2-507
活動の開始年月	2013年 6月
法人格	・あり <input checked="" type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> なし (該当するものに○印をつけてください)
認証・許可年月日	年 月 日 所轄:
活動分野 (主なもの3つ程度までに○をつけて下さい)	1. 保健・医療 <input checked="" type="checkbox"/> 2. 福祉 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 社会教育 <input type="checkbox"/> 4. まちづくり <input type="checkbox"/> 5. 観光の振興 6. 農山漁村の振興 <input type="checkbox"/> 7. 中山間地域の振興 <input type="checkbox"/> 8. 学術 <input type="checkbox"/> 9. 文化・芸術 <input type="checkbox"/> 10. <input checked="" type="checkbox"/> スポーツ <input type="checkbox"/> 11. 環境の保全 <input type="checkbox"/> 12. 動物愛護 <input type="checkbox"/> 13. 災害救援 <input type="checkbox"/> 14. 地域安全 活動 <input type="checkbox"/> 15. 人権・平和 <input type="checkbox"/> 16. 国際協力・交流 <input type="checkbox"/> 17. 男女共同参画 <input type="checkbox"/> 18. 子どもの健全育成 <input type="checkbox"/> 19. 子育て支援 <input type="checkbox"/> 20. 情報化社会の発展 <input type="checkbox"/> 21. 科学技術 <input type="checkbox"/> 22. 経済活動の活性化 <input type="checkbox"/> 23. 職業能力・雇用機会 <input type="checkbox"/> 24. 消費者の保護 <input type="checkbox"/> 25. 団体の 連携・支援 <input type="checkbox"/> 26. その他 ( )
主な活動対象地域	奈良県内、全国
現在の活動内容	・チーム練習(月に2、3回) ・練習試合や大会への遠征 ・地域のイベントでの啓発活動 ・チーム練習を通してのボランティア体験の受け入れ ・障がい者を対象とした競技の体験会の開催 ・SNSやチラシ等での競技の普及活動、チームの輪の拡大 など 個人会員数 9人 : 団体会員 0団体 : 専従職員 0人
これまでの活動実績 (行政や企業、他団体との協働事業実績を含む)	・全国大会への出場 ・電動車椅子サッカーボランティア体験会 ・地域の小学校や専門学校での電動車椅子サッカー体験会 ・スポーツクラブのジュニアチームとの交流会 ・電動車椅子サッカー関西ブロック主催大会を主管として開催 ・奈良県電動車椅子サッカー協会主催行事への協力 ・初級 障害者スポーツ指導員養成講習会への協力 など
寄附者へのPR (寄附を活用して取り組みたい活動内容)	電動車椅子サッカーチーム『プログレス奈良』は奈良県内を拠点にパワーチェアフットボールを通じて、常に向上心を持ち、人として互いに成長し合いながら地域貢献や競技の普及と発展を目的として、平成25年6月に誕生しました。 電動車椅子サッカーは重度の障がい者も参加できるスポーツです。さらに、スピード感や迫力があり、観戦者も楽しめます。 活動を通じて、障がい者の健康増進、体力向上、ストレスの低減、自己の可能性の追求、仲間作りから豊かな生活の実現等に繋がります。 ボランティアやサポーターと共に、全国大会優勝を目指して日々奮闘する中で、ノーマライゼーションの推進に貢献しています。 いただいたご寄付は、電動車椅子サッカー体験会、電動車椅子サッカーボランティア体験会、情報発信の費用などに活用をさせていただき、今まで以上に発展していきます。


(様式第3号)

令和 5年 12月 5日

現在

団 体 役 員 名 簿

団体名： プロGRESS奈良

役 職 名	氏 名	住 所
代表/幹事	小阪 竜彦	
副代表/幹事/広報	林 隆一	
会計	三浦 明子	
総務	高岡 哲也	
監事	小阪 昌道	

(注) この用紙に記載された情報をPDF化して基金のホームページ上に掲載する際には、個人情報保護の観点から、住所欄にマスキング処理を施します。

(様式第4号)

令和 5年 12月 5日

## 団体目的等についての誓約書

団体名 プログレス奈良  
 役職 代表  
 代表者名 小阪 竜彦

当団体は、下記のすべての事項に該当することを誓約します。

### 記

1. 奈良県内で活動するNPO法人、市民活動・ボランティア団体、一般社団法人若しくは一般財団法人又は自治会、町内会、老人会、婦人会等の地縁組織であること。
2. 団体の運営について、県民が自主的・主体的に行っているものであること。
3. 宗教や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
4. 特定の公職者（候補者を含む）、または政党を推薦、支持、または、反対することを目的とした団体でないこと。
5. 暴力団でないこと、及び、暴力団若しくは暴力団関係者の統制の下にある団体でないこと。
6. 団体の全役員は、特定非営利活動促進法第20条各号に掲げる欠格事由に該当しないこと。

(特定非営利活動促進法第20条) 役員欠格事項

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

三 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号八において同じ。)に違反したことにより、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 暴力団の構成員等

五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者

六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

※特定非営利活動促進法施行規則

第二条の二 法第二十条第六号に規定する内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

## プロGRESS奈良 部則

### (名称)

第1条 本部は名称をパワーチェアフットボールクラブ「プロGRESS奈良」とする。

### (目的)

第2条 本部は、チーム全員がパワーチェアフットボールを通じて、常に向上心を持ち、人として互いに成長し合いながら、地域貢献するとともに、競技の普及と発展を目的とする。

### (部員の構成)

第3条 本部の部員は、選手・スタッフ・サポーターで構成する。

### (部署)

第4条 本部は、次の部署を置く。

1. 運営部…チーム運営を行う。(選手・スタッフ)
2. 執行部…競技に関する執行。(選手・スタッフ)

※その他、本部の活動に協力及び援助をする「サポーター(団体を含む)」を置く。

### (役員及びその任務)

第5条 本部に次の役員を置く。

代表1名…本部の代表者(事務局)として、活動を統括する。幹事を兼務する。

副代表1名…代表の補佐、及び代行を行う。幹事を兼務する。

会計1名…本部部費の徴収並びに会計全般を行う。

総務1名…練習場所の確保を行う。書類の作成や管理を行う。

広報1名…HPの作成・管理を行う。窓口用メールの管理。

幹事2名…「日本電動車椅子サッカー協会」・「奈良県電動車椅子サッカー協会」並びに「関西電動車椅子サッカー連絡会」の会議に出席する必要がある場合、その会議に出席する。

監事1名…業務執行の状況の監査を行う。

(役員任期)

第6条 役員任期は、選出から二年間とする。(再任可)

但し、役員本人が役割を続けることが困難になった場合の辞任については、他の役員が協議した上で、これを認めることができる。

欠員が生じた場合は、臨時総会で後任を決定する。

(活動)

第7条

1. 練習

三ヶ月以上参加できない場合には、代表へ休部届を提出すること。

但し、その期間中であっても参加可能な場合は、代表へ連絡し参加できる。

2. 試合

「日本電動車椅子サッカー協会」・「奈良県電動車椅子サッカー協会」並びに「関西電動車椅子サッカー連絡会」主催の試合には、基本的に出場する。

3. 普及活動及びその他

本部が必要と位置づける各行事には、積極的に参加しなければならない。

(総会)

第8条

1. 本部の総会は、選手・スタッフで組織する。

2. 代表は、通常総会を、毎年1回新会計年度開始以後2ヵ月以内に開催しなければならない。

但し、臨時総会が必要と代表が判断した時は、召集し開催する。

総会の会議は、部員の半数以上が出席しなければならない。

総会の議事は、出席部員の過半数で決する。

総会を招集するには、少なくとも会議を開く日の1週間前までに、会議の日時、場所および目的を示して、部員に通知を発しなければならない。

3. 総会の議長は、代表が務める。

4. 次の各号に掲げる事項については、総会の決議を経なければならない。

(1) 役員選出(2年に1回)

(2) 収支決算および活動報告

(3) 収支予算および活動計画

(4) 部則の制定、変更または廃止

(5) その他本部の活動に関する重要事項

5. 各部員は、1個の議決権を有する。尚、部員は、書面または代理人によって議決権を行使することができる。出席できない部員は、委任状を提出すること。尚、無断

欠席の場合は議決に従わなければならない。

6. 総会の議事については、議長は、議事録を作成しなければならない。尚、議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長および議長の指名する2名の総会に出席した部員がこれに署名押印しなければならない。

(支出入及び費用負担)

#### 第9条

##### 1. 収入

- ① 部員は入部後、毎月定められた金額を部費として納めなければならない。  
但し、活動を休止している期間も、月額五割の部費を納めなければならない。  
尚、退会する場合は、その年度の六カ月分に不足する額を納める。
  - ② 部費の金額は、選手部員月額2,500円・スタッフ部員年額6,000円  
(月額500円)
  - ③ 部費を変更する場合は、総会で決定する。
  - ④ サポーターの年会費 1口 1,000円
  - ⑤ 補助金・サポーター並びに部員の寄付金。
- ※部費は、選手とスタッフを兼任する場合は、選手を優先する。

##### 2. 支出

- ① 「日本電動車椅子サッカー協会」並びに「奈良県電動車椅子サッカー協会」に拠出する会費。
- ② 「日本電動車椅子サッカー協会」・「奈良県電動車椅子サッカー協会」並びに「関西電動車椅子サッカー連絡会」が主催する試合について、参加費等の費用
- ③ 本部が活動することに必要な費用。

##### 3. 慶弔費

慶弔費の支出は、部員(選手・スタッフに限る)に直接関係する下記の事柄について行う。

- 1) 結婚祝金
- 2) 出産祝金
- 3) 弔慰金
- 4) 特別に必要と認められる事柄

(活動並びに会計年度)

第10条 本部の活動年度は4月1日より翌年3月31日とするが、会計年度は1月1日より翌年12月31日までとする。

(会計報告)

第11条 代表は、毎会計年度の収支決算案を監事の会計監査を経て、通常総会に報告し、その承認を得なければならない。

(その他)

第12条 本部則に該当しない重要事項については部員で協議する。

(付則)

1. 本部則は、2019年1月1日から効力を発する。

【令和4年 活動報告】

- 2月27日 第6回電動車椅子サッカー ボランティア体験会（県営福祉パーク）  
※奈良県地域貢献サポート基金事業
- 4月1日 令和3年度 プロGRESS奈良定期総会（方法：書面表決）
- 5月4日～5日 第6回パワーチェアフットボールチャンピオンシップジャパン 2022  
（静岡エコパアリーナ（静岡県袋井市））
- 7月15日～19日 「差別をなくす市民集会」（宇陀市）への物品の貸出
- 9月24日 第23回静岡県障害者スポーツ大会「わかふじスポーツ大会」  
（静岡市北部体育館）※台風の影響により中止
- 10月23日 合同練習会（ファインプラザ大阪）
- 11月5日 練習試合（ファインプラザ大阪）
- 12月17日 第1回BABCUP（あいち健康プラザ）

>チーム練習 12回

>NPO 設立・運営相談会 8回

※奈良市ボランティアインフォメーションセンターが主催、NPO、ボランティア団体、  
市民公益活動の立ち上げ、組織運営に関する相談会



# プログレス奈良会計報告

令和4年1月1日～令和4年12月31日

部門	勘定科目	金額	小計
《収入の部》			
活動部門	部費	174,000	
	寄付金	5,000	
	助成金	95,000	
	事業収益	-	
	雑収入	-	
	-	-	
	-	-	
サポーター部門	寄付金	-	274,000
	サポーター会費	146,000	
	雑収入	5	
	-	-	
	-	-	
			146,005
収入計			420,005
《支出の部》			
活動部門	消耗品費	26,290	
	会場代	45,720	
	研修費	6,000	
	登録費	62,000	
	エントリー費	-	
	保険料	18,900	
	交際費	-	
	販売促進費	11,160	
	通信運搬費	3,080	
	慶弔費	-	
	支払手数料	1,740	
	雑費	-	
	修繕費	-	
	印刷製本費	-	
			174,890
サポーター部門	消耗品費	-	
	会場代	-	
	研修費	-	
	登録費	-	
	エントリー費	-	
	保険料	-	
	交際費	-	
	販売促進費	-	
	通信運搬費	-	
	慶弔費	-	
	支払手数料	-	
	雑費	-	
	修繕費	-	
	印刷製本費	-	
			-
支出合計			174,890
《前年度繰越金》			
活動部門	繰越金	-	
サポーター部門	繰越金	668,194	
前年度繰越金計			668,194
経常収支差額			245,115
次期繰越額			913,309